

千葉市子育てサポーター委嘱・派遣要綱

(趣旨)

第1条 子育てに関する悩みや不安をもつ親、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の求めに応じるため、子育てサポーターを委嘱し、相談活動等による子育て支援体制を整備する。

(委嘱)

第2条 子育てサポーターは、子育てに関しての知識や経験を持つ者、家庭教育や子育て支援について豊かな経験と見識をもち、熱意のある活動が期待できる者等の中から教育委員会が委嘱する。

(研修)

第3条 子育てサポーターは、子育て支援に関する研修を受講し、自己研鑽に努めるものとする。

(任期)

第4条 子育てサポーターの任期は、4月1日（または委嘱の日）から翌年の3月31日までとし再任は妨げない。

(職務)

第5条 子育てサポーターの職務内容は次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する悩みや不安をもつ親に対する相談活動
- (2) 公民館における家庭教育学級や子育てサークル等の運営支援
- (3) その他、子育て支援に関して必要なこと

(派遣)

第6条 子育てサポーターへの派遣等の依頼は、各区の中核公民館館長より行う。

(庶務)

第7条 子育てサポーターの派遣の庶務は、生涯学習振興課が担当する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。